

医 感 第 330 号
令和 6 年 7 月 24 日

各病院長 様

静岡県健康福祉部医療局感染症対策課長

妊産婦における劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）について（周知）

日頃から、本県の感染症対策につきまして、御理解、御協力いただき深く感謝申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

（参考）主な内容

- ・公益社団法人日本産婦人科医会において、STSSによる妊産婦死亡報告の増加傾向に対する注意喚起が行われていること。

担 当 企 画 情 報 班
電話番号 055-928-7220

事務連絡
令和6年7月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

妊産婦における劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）について（周知）

日頃より、感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

劇症型溶血性レンサ球菌感染症（以下「STSS」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく医療機関からの患者報告数の増加が見られており、本年6月21日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡「劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）について（周知）」において、厚生労働省のホームページや「劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）の診療指針」等の情報を提供したところです。

今般、公益社団法人日本産婦人科医会において、STSSによる妊産婦死亡報告の増加傾向に対する注意喚起が行われており、STSSによる妊産婦の死亡事例に係る報道も行われているところです。妊産婦の診療に当たっては、STSSの存在を念頭におきつつ、前述の診療指針及び注意喚起を踏まえ診療いただきますよう、管下の医療機関等への周知の程お願いいたします。

また、公益社団法人日本医師会宛にも別添のとおり事務連絡を発出しておりますことを申し添えます。

○厚生労働省ホームページ：劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137555_00003.html

○劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）の診療指針

<https://dcc-irs.ncgm.go.jp/material/manual/stss.html>

○公益社団法人日本産婦人科医会：劇症型A群溶連菌感染症による妊産婦死亡報告の増加傾向に対する注意喚起（2024年4月）

<https://www.jaog.or.jp/about/project/document/topics202404/>

事務連絡
令和6年7月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

妊産婦における劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）について（周知）

日頃より、感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

劇症型溶血性レンサ球菌感染症（以下「STSS」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく医療機関からの患者報告数の増加が見られており、本年6月21日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡「劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）について（周知）」において、厚生労働省のホームページや「劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）の診療指針」等の情報を提供したところです。

今般、公益社団法人日本産婦人科医会において、STSSによる妊産婦死亡報告の増加傾向に対する注意喚起が行われており、STSSによる妊産婦の死亡事例に係る報道も行われているところです。妊産婦の診療に当たっては、STSSの存在を念頭におきつつ、前述の診療指針及び注意喚起を踏まえ診療いただきますよう、貴会会員にご周知のほどよろしくお願いいたします。

また、都道府県等にも別添のとおり事務連絡を発出しておりますことを申し添えます。

○厚生労働省ホームページ：劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137555_00003.html

○劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）の診療指針

<https://dcc-irs.ncgm.go.jp/material/manual/stss.html>

○公益社団法人日本産婦人科医会：劇症型A群溶連菌感染症による妊産婦死亡報告の増加傾向に対する注意喚起（2024年4月）

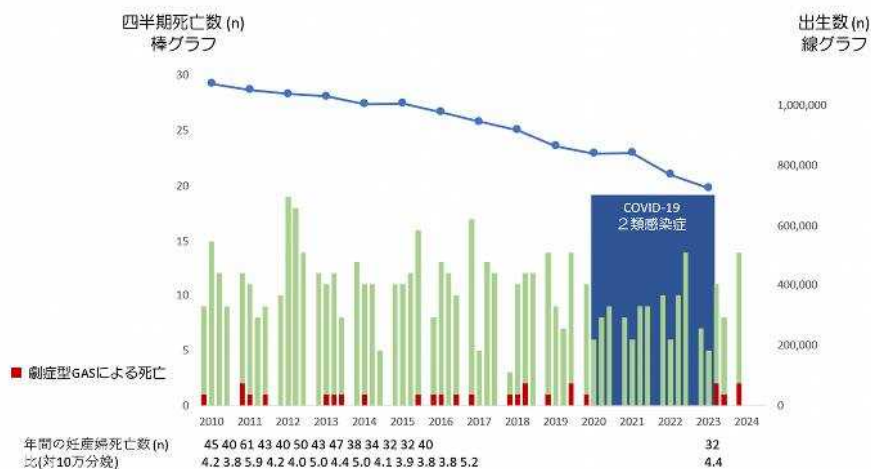
<https://www.jaog.or.jp/about/project/document/topics202404/>

劇症型 A 群溶連菌感染症による妊産婦死亡報告の増加傾向に対する注意喚起

A 群溶連菌感染症は、しばしば上気道炎や化膿性皮膚感染症などの起因菌として認められる。小児に広く蔓延することの多い感染症の猩紅熱も本症のひとつである。劇症型 A 群溶連菌感染症は *Streptococcus pyogenes* によって発症し、streptococcal toxic shock syndrome (STSS) などの重症の敗血症を引き起こす。免疫不全などの重篤な基礎疾患がなくても突然発病する例があり、妊産婦の感染例も少なくない。初期症状としては四肢の疼痛、腫脹、発熱、腹痛などの一般的な感冒様症状で始まることが多く、他の上気道感染症との臨床上的鑑別は難しい。発病から病状の進行が非常に急激かつ劇的で、発病後数十時間以内には軟部組織壊死、急性腎不全、成人型呼吸窮迫症候群、播種性血管内凝固症候群、多臓器不全を引き起こして、ショック状態から死に至ることも多い。死亡例では初発症状から 24 時間以内の経過であることが多い。

本症のハイリスク例は、子供のいる家庭(経産婦)であることも知られているので、妊婦の背景も重要である。また、腹部症状が先行することも少なくなく子宮収縮や出血、流産、子宮内胎児死亡を契機に発症することもある。

妊産婦死亡報告事例の中でもほとんど毎年死亡例が報告されていたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴って個々人の感染予防策としてのマスク着用や消毒、手洗いの励行などから、本症による妊産婦死亡の報告が皆無となっていた。しかし、2023年5月より新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に分類されたことを受けて、感染対策が緩和されたことに伴って本症は、これまで以上に増加しており、妊産婦死亡例の報告も増えてきている。



2010年以降の妊産婦死亡発生の四半期のトレンド

そのため、いまいちど本症の存在を念頭において診療にあたり、可能性のある患者には積極的に簡便なスクリーニング法（Centor criteria）、簡易迅速検査を行うことや、抗菌薬の予防投与を行うことを推奨する。簡易迅速検査は、口蓋・扁桃・咽頭後壁の発赤部を綿棒で数回擦過し採取するが、臨床的に A 群溶連菌感染症が疑われる場合は迅速検査の有無に関らず抗菌薬の処方を開始すべきである。

【A 群溶連菌感染症の外来処方例】

アモキシシリン（パセトシン®、サワシリン®など）750～1500mg 分3 10日間
セファレキシン（ケフレックス®など）1000mg 分4 7日間

また、敗血症を見逃さない簡易評価としての qSOFA 基準（意識変容、呼吸数 \geq 22 回/分、収縮期血圧 \leq 100mmHg、これらの2項目以上が存在する場合は敗血症を疑い集中治療管理を考慮する）を用い、高次施設での集学的治療を開始する。

【劇症型 A 群溶連菌感染症の治療例】

ベニシリン G400 万単位 4 時間毎 + クリンダマイシン 900 mg 8 時間毎 点滴静注
（ β ラクタムアレルギー患者に対して）バンコマイシン 1g 12 時間毎、もしくは
ダプトマイシン 6mg/kg 24 時間毎 点滴静注

いずれの治療も菌血症のある患者では最低 14 日間投与を継続する。